

衣類や布団などの可燃物の接触到注意！ ～暖房器具による火災を防ぐ～

寒くなり、暖房器具の使用機会が多くなる時期になりました。使用機会の増加とともに暖房器具^{※1}での火災事故が増え始め、1月に最も多く発生しています。また毎年、火災を伴う死亡事故が発生しています。NITE（ナイト）は、冬を前に暖房器具の火災事故を防ぐために注意喚起します。

2010年度から2019年度までの10年間にNITEに通知のあった製品事故情報^{※2}のうち、暖房器具の火災事故は合計1361件^{※3}ありました。また、死亡事故163件（191人）、重傷事故36件（59人）発生しています。

事象別にみると、可燃物の接触による事故が187件と最も多く発生しています^{※4}。このうち製品別では、電気ストーブの事故が、97件（52%）発生しています。

火を熱源としない電気ストーブなどの暖房器具でも、可燃物が接触すると過熱され火災に至るおそれがあります。周囲に可燃物を置かない、近くで衣類を乾かさない、就寝時やその場を離れる時は、電源スイッチを切り、電源プラグを抜くなど、正しい使用方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

■事件事例

- ・可燃物の近くで電気ストーブを使用していたため、離れた際に可燃物が接触して着火した。
- ・石油ファンヒーターを使用中、温風吹出口周辺に置かれていた可燃物に着火した。
- ・カセットボンベ式ガスストーブを使用中、点火したまま部屋を離れた際に可燃物が接触して、火災が発生し、カセットボンベが過熱され破裂した。



■事故を防ぐポイント

- 暖房器具の周囲に可燃物などを置かない。特に、近くで衣類などを乾かさない。
- 就寝する前に必ず消し、完全に消えたことを確認する。
- その場を離れる時や外出時などには消す。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、消毒用アルコールを使用する機会が多くなると考えられます。石油ストーブなどの火気を伴う暖房器具の近くで使用したり、手指の消毒直後に近づけたりしないでください。アルコールは揮発性が高く、引火するおそれがあります。

その他に起こり得る暖房器具の事故についても、併せて注意喚起を行います。

(※1) 本資料で対象とする製品は次ページを参照。

(※2) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含める。

(※3) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

(※4) 消防庁の消防白書によると、建物火災における主な出火原因がストーブである火災のうち、主な経過又は発火源で可燃物の接触・落下が占める割合は、毎年約3割である。詳細は、別紙2を参照。

対象製品※5 および製品分類

電気ストーブ※6

カーボンヒーター



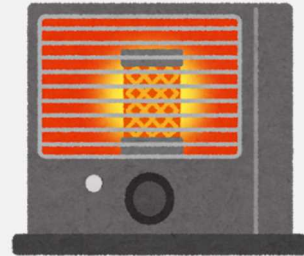
オイルヒーター



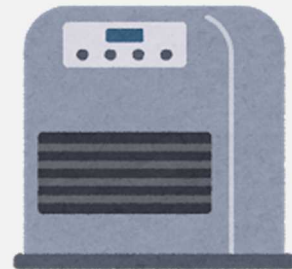
電気ファンヒーター



石油ストーブ

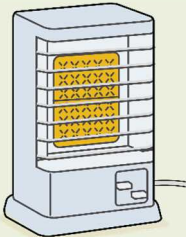


石油ファンヒーター



ガスストーブ

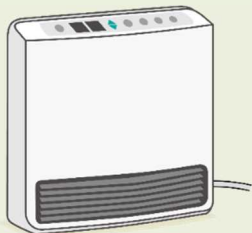
ガスストーブ



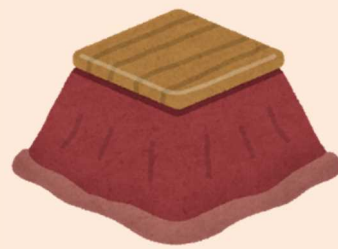
カセットボンベ式
ガスストーブ



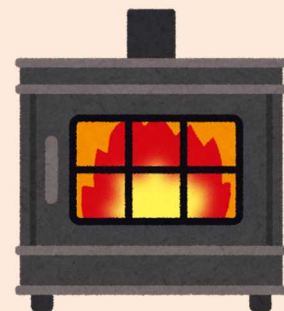
ガスファンヒーター



こたつ



その他のストーブ



(※5) エアコンは夏場に事故が多いため、本件からは除外しています。

(※6) 記載例以外にシーズヒーター、ハロゲンヒーター、パネルヒーターなども含む。

1. 暖房器具の火災事故の発生状況

1.1 月別の事故発生状況

2010年度から2019年度までの暖房器具の火災事故1361件について、図1に「月別の事故発生状況」を示します。10月から増え始め1月に最も多く発生しています。また、12月から2月までの3か月間に全体の60%（815件）の事故が発生しています。

2010年度～2019年度 暖房器具の火災事故1361件が対象

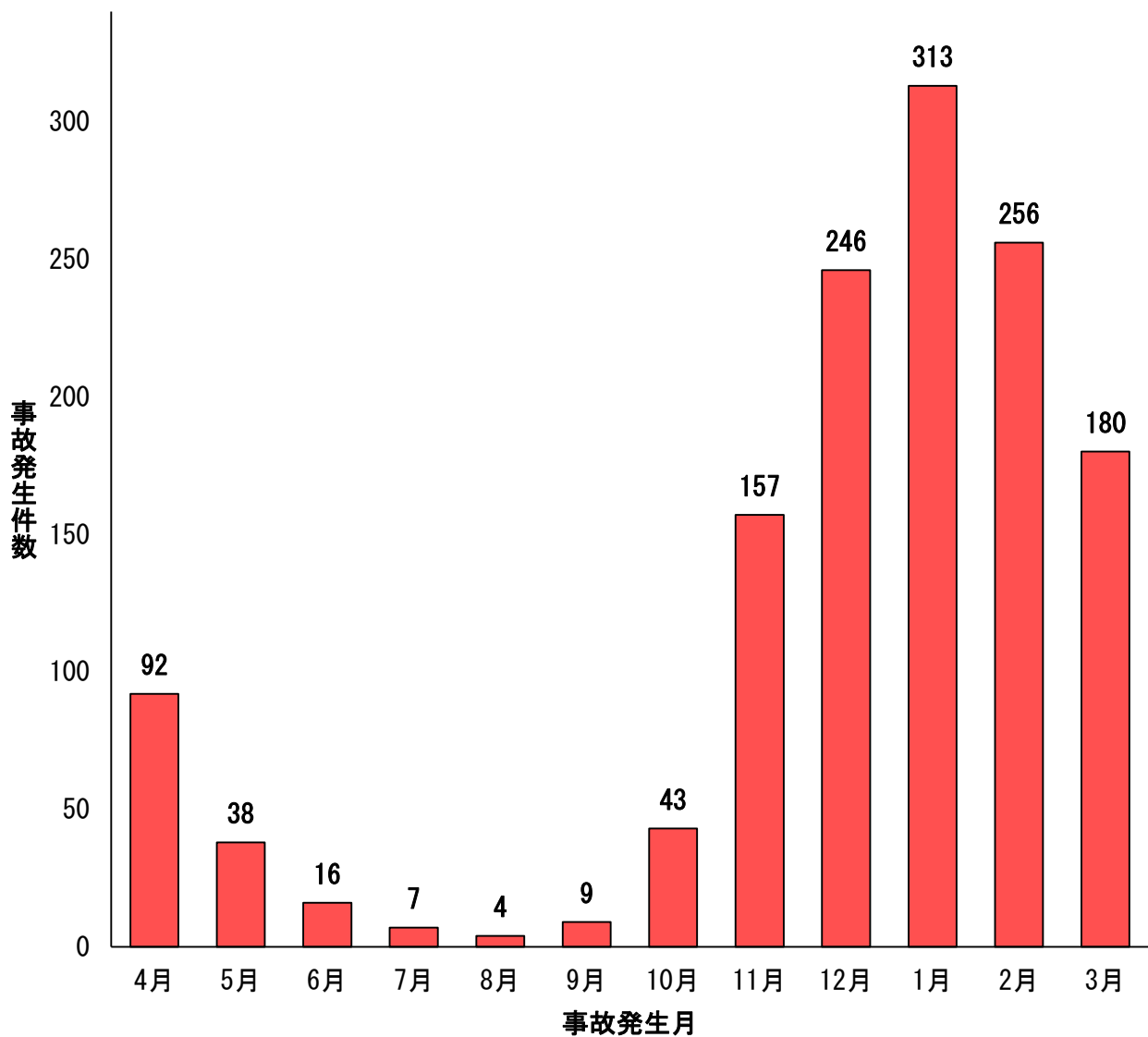


図1 月別の事故発生状況

1.2 年度別 被害状況

2010年度から2019年度までの暖房器具の火災事故1361件について、図2に「年度別 被害状況」を示します。火災事故は、毎年100件以上発生し続けており、死亡事故も10件以上発生しています。人的被害は、死亡163件（191人）、重傷36件（59人）、軽傷188件（317人）発生しています。

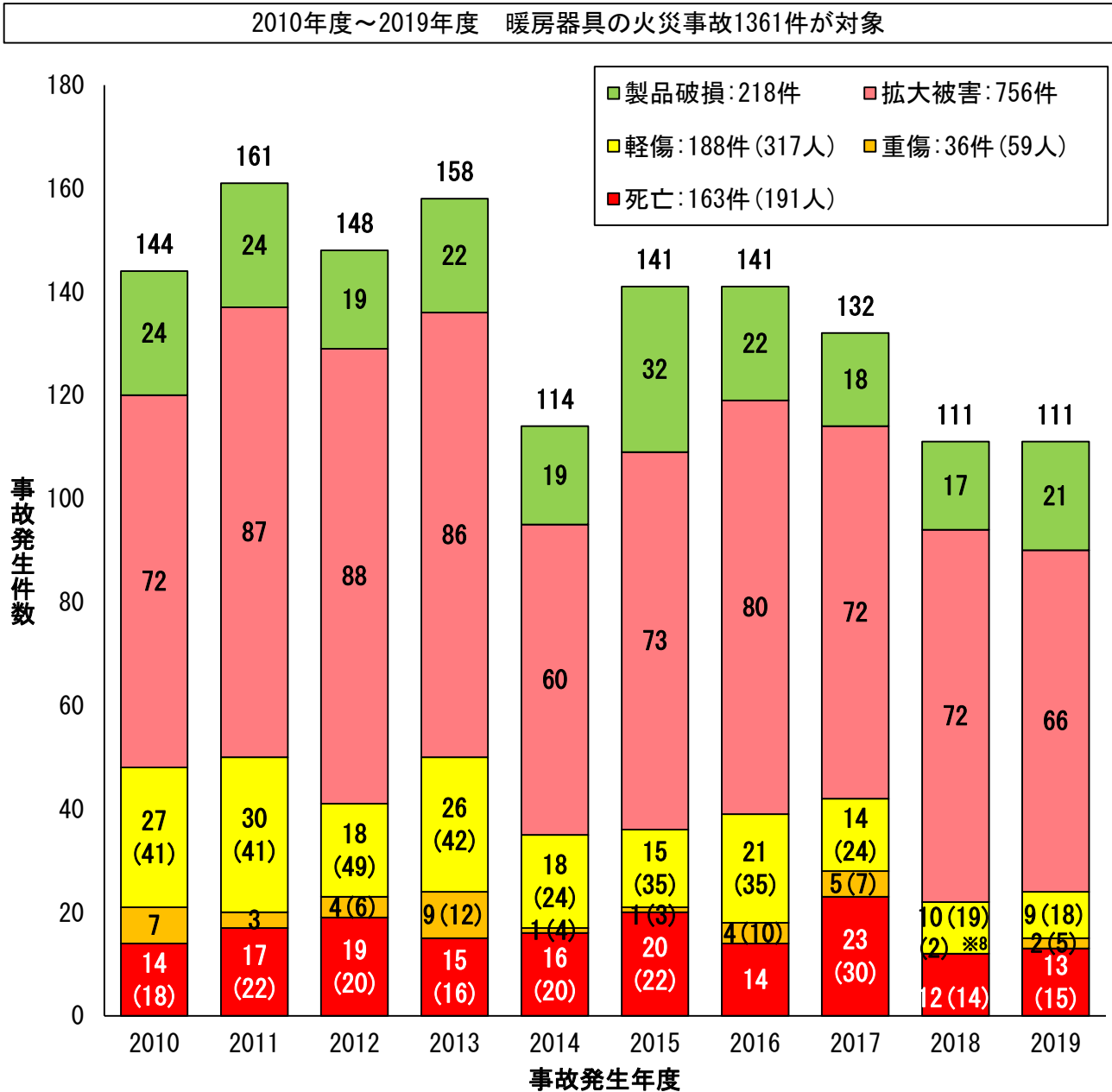


図2 年度別 被害状況^{※7}

(※7) 拡大被害とは、製品本体の破損のみならず周辺にも被害が及んだもの。製品破損とは、被害が製品本体の破損のみのも。 () は被害者数。 () のないものは事故件数と被害者人数が同数のもの。

(※8) 同一の事故で使用者（死亡）とは別に重傷を負った人の数。

1.3 事故事象別 被害状況

2010年度から2019年度までの暖房器具の火災事故1361件について、表1に「事故事象別 被害状況」を示します^{※9}。可燃物が接触し火災になった事故が、187件と最も多く発生しています。

(※9) その事故事象が疑われる事故も含む。

表1 事故事象別 被害状況^{※10}

事故事象	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	総計
可燃物が接触し着火	32 (37)	3 (5)	20 (45)	126	6	187
給油口から灯油がこぼれて引火	17 (18)	5 (9)	35 (48)	62	20	139
部品の接触不良で異常発熱	1 (1)		4 (5)	29	37	71
ガソリンを誤給油し出火	7 (8)	1 (4)	13 (21)	41	5	67
電源コードまたは内部配線が断線	2 (6)	(1) ^{※11}	5 (11)	46	13	66
不具合部品が異常発熱	2 (2)		2 (5)	24	34	62
燃焼筒が異常燃焼	3 (4)	3 (3)	3 (5)	21	15	45
スプレー缶などが破裂		1 (1)	9 (10)	12	1	23
漏れたガスに引火		2 (3)	7 (13)	11	1	21
故障品を使用	1 (1)		2 (10)	8	3	14
その他	89 (104)	21 (32)	84 (142)	327	68	589
調査中	9 (10)		4 (4)	49	15	77
総計	事故件数 163 (191)	被害者数 36 (59)	188 (317)	756	218	1361

(※10) ()は被害者数。

(※11) 同一の事故で使用者(死亡)とは別に重傷を負った人の数。

2. 可燃物の接触による事故

2.1 製品別 被害状況

2010年度から2019年度までの暖房器具の火災事故1361件のうち、事象別で最も多い可燃物の接触による事故187件について、図3に「製品別の被害状況」を示します。電気ストーブで97件（52%）と、最も多く事故が発生しています。

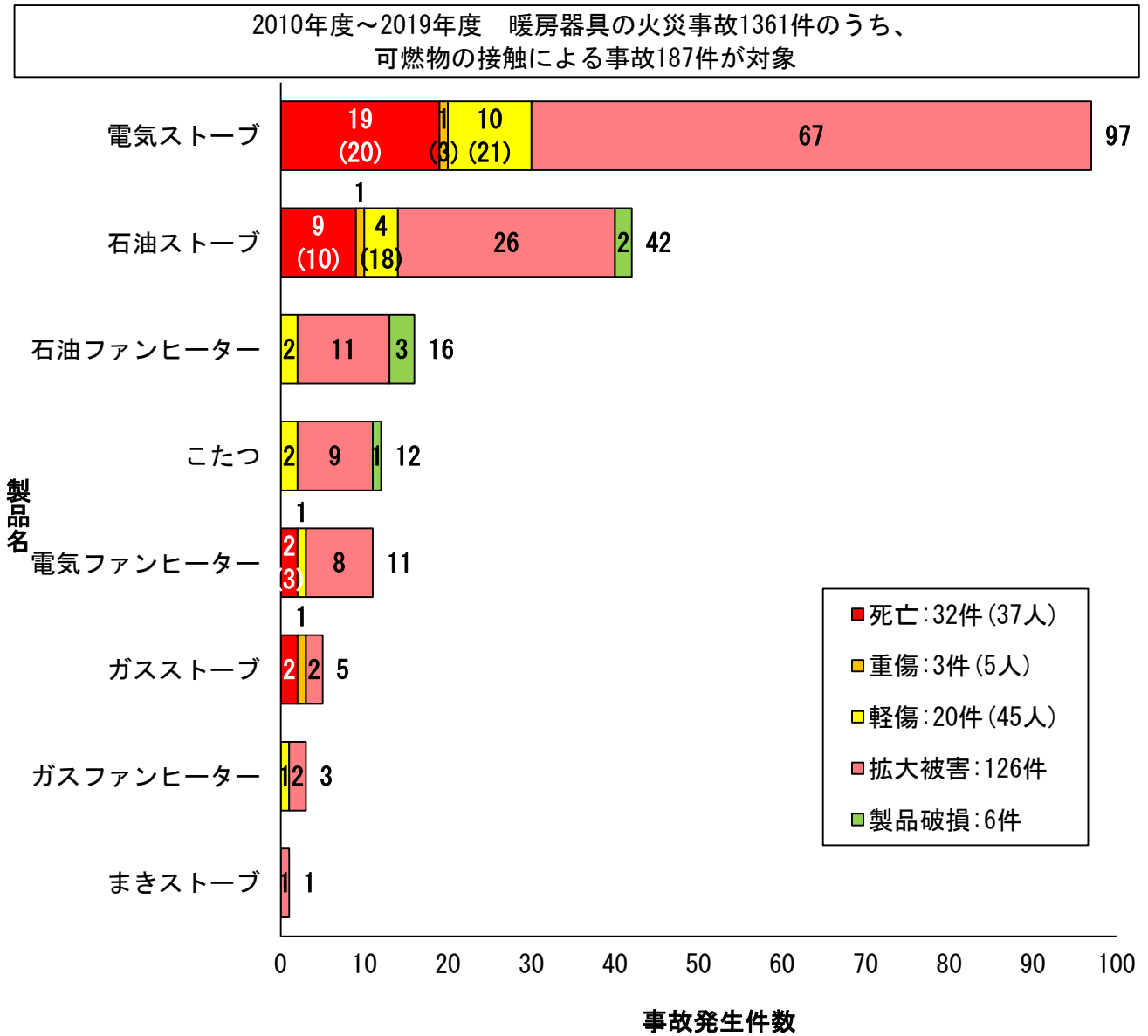


図3 製品別の被害状況^{※12}

(※12) () は被害者数。 () のないものは事故件数と被害者人数が同数のもの。

2.2 事故時の状況

2010年度から2019年度までの可燃物の接触による事故187件のうち、詳細な使用状況が判明した182件について、図4に「事故時の状況」を示します。使用中にその場を離れた際に77件（42%）と、最も多く事故が発生しています。また、就寝中にも事故が発生しています。

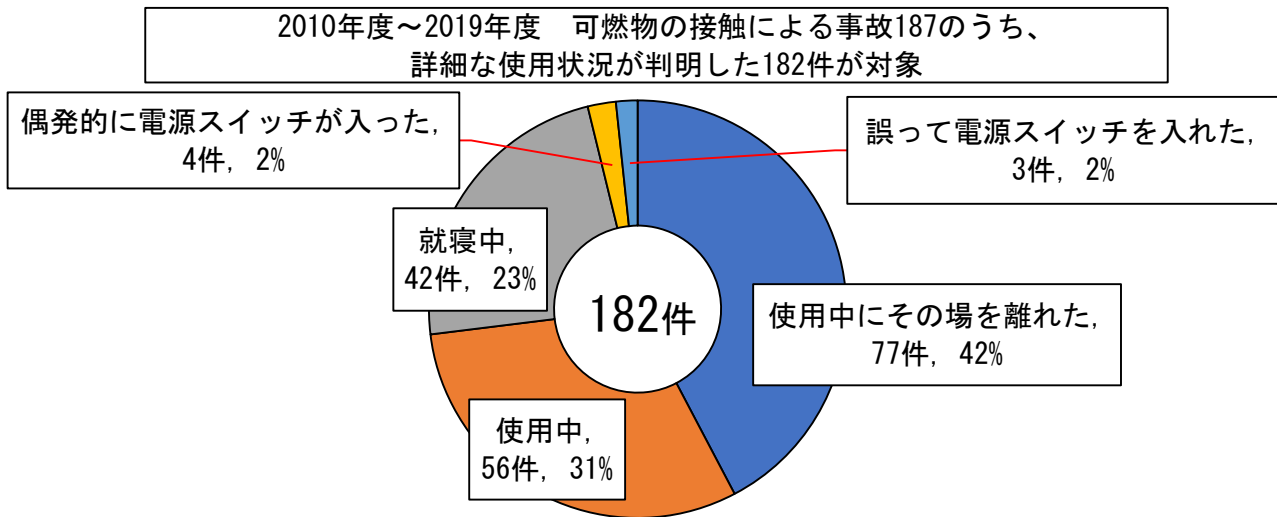


図4 事故時の状況

2.3 可燃物別の事故発生状況

2010年度から2019年度までの可燃物の接触による事故187件のうち、詳細な可燃物が推定された168件について、図5に「可燃物別の事故発生状況」を示します。衣類が67件と多く発生しています。特に、洗濯物などを乾かしていた事故が目立ちます。次いで、布団などの寝具が49件と多く発生しています。

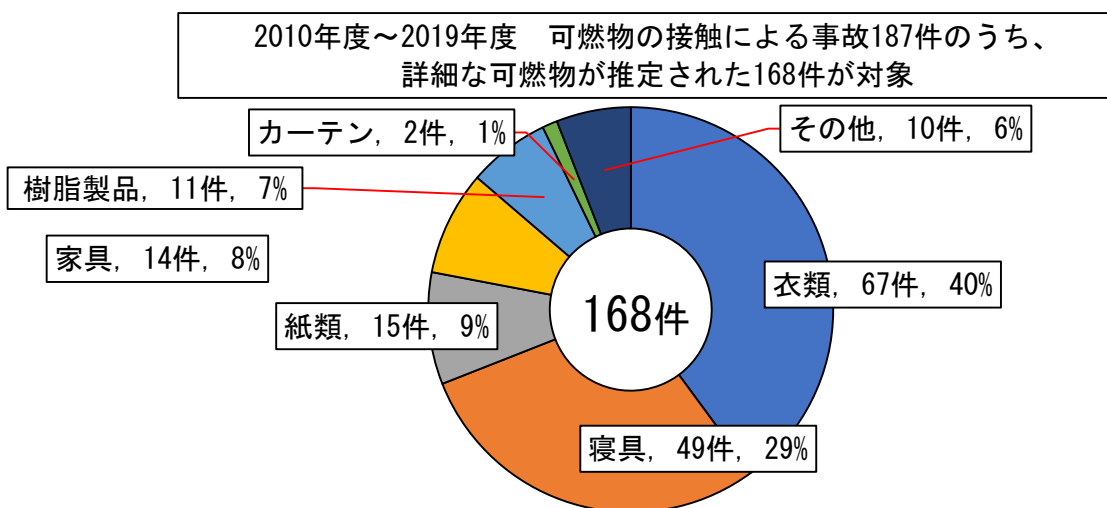


図5 可燃物別の事故発生状況

2.4 事故発生場所別の事故発生状況

2010年度から2019年度までの可燃物の接触による事故187件のうち、詳細な事故発生場所が判明した186件について、図6に「事故発生場所別 製品ごとの事故発生状況」を示します。リビングや寝室以外の、脱衣所やトイレ、玄関などでも事故が発生しています。

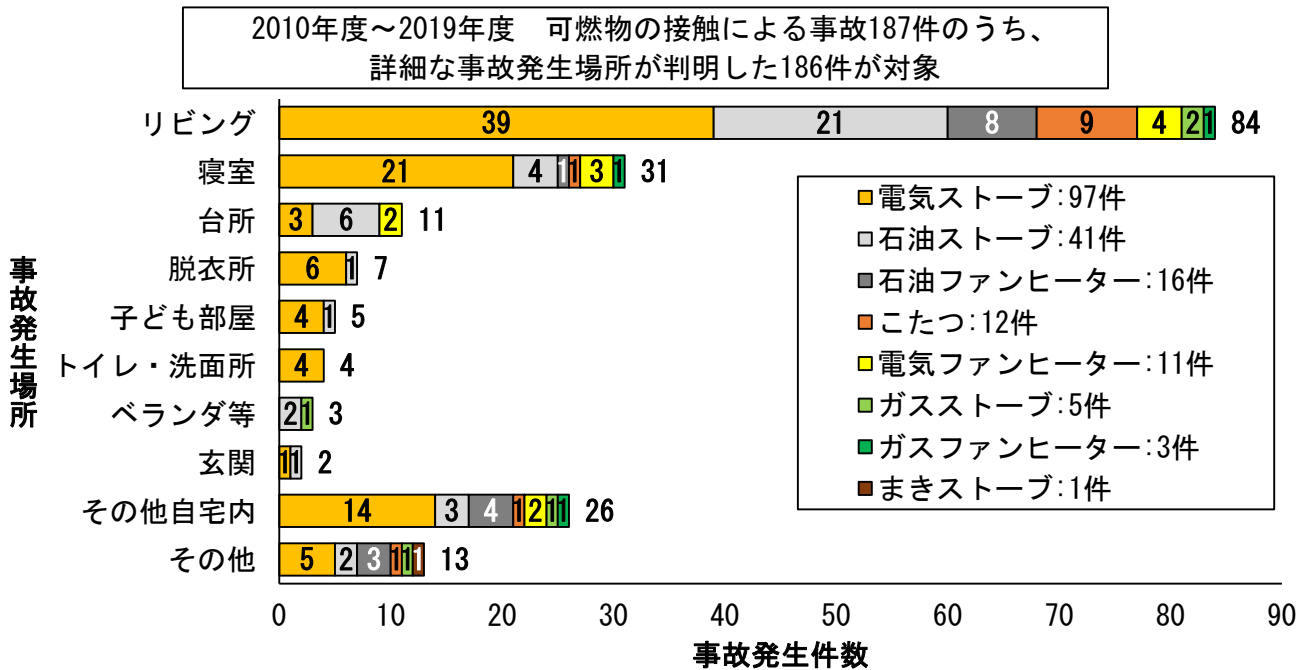


図6 事故発生場所別 製品ごとの事故発生状況

2.5 事故発生時刻別の事故発生状況

2010年度から2019年度までの可燃物の接触による事故187件のうち、事故発生時刻が判明した181件について、図7に「事故発生時刻別の事故発生状況」を示します。午前5時～8時の朝方に事故が多く発生しています。

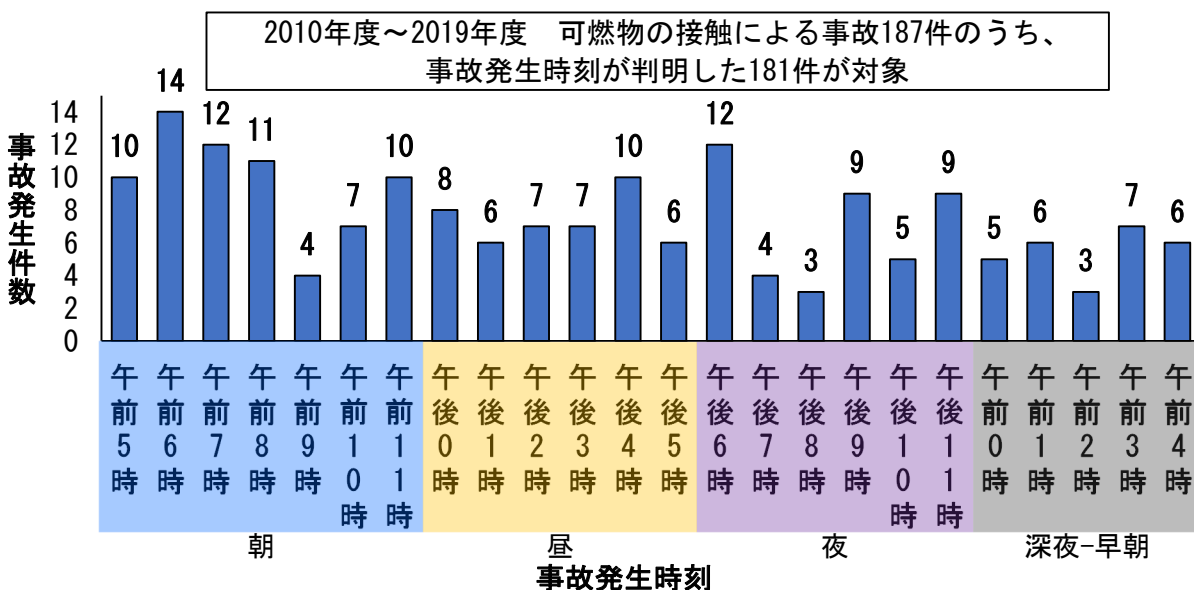


図7 事故発生時刻別の事故発生状況

3. 事件事例

3.1 電気ストーブの事故

事故発生年月日 2017年3月 午前10時（奈良県、70歳代・男性、拡大被害）

【事故の内容】

脱衣所で使用中の電気ストーブ付近から出火し、マットを焼損した。

【事故の原因】

電気ストーブを可燃物（衣類）の近くで使用しその場を離れていたため、ヒーターの熱により可燃物が発火したものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「燃えやすいものの近くで使用しない。火災のおそれがある。」旨、記載されている。

3.2 石油ファンヒーターの事故

事故発生年月日 2018年4月 午後10時（京都府、50歳代・男性、拡大被害）

【事故の内容】

リビングに置かれていた石油ファンヒーター及び建物を全焼する火災が発生した。

【事故の原因】

温風吹出口周辺に置かれていた可燃物（段ボールなど）に着火し焼損したものと考えられる。

3.3 ガスストーブの事故

事故発生年月日 2013年2月 午前8時（神奈川県、年齢不明・女性、拡大被害）

【事故の内容】

リビングでカセットボンベ式ガスストーブを使用中、爆発音がしたため確認すると、製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。

【事故の原因】

使用者がガスストーブを点火したまま部屋を離れたために、ガスストーブに可燃物（座椅子）が接触して火災が発生し、延焼した火によってカセットボンベが過熱されて破裂し、事故に至ったものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「火を点けたままでの外出、就寝などヒーターの場所を離れない」、本体及び取扱説明書には、「燃えやすいものから100cm以上離して使用する」旨、記載されている。

また、事故発生当時無人だったが、ペットが部屋の中を自由に動ける状態だったため、可燃物を接触させた可能性が考えられる。

3.4 こたつの事故

事故発生年月日 2012年4月 午前6時（兵庫県、30歳代・女性、拡大被害）

【事故の内容】

リビングでこたつを使用中、製品周辺を焼損する火災が発生した。

【事故の原因】

こたつの横を通る際に足が掛け布団に引っかからないよう掛け布団をやぐらに押し込んで使用したために、掛け布団が保護カバーに接触して焼損したものと考えられる。

なお、本体及び取扱説明書には、「ふとんをやぐらの中に押し込んで使用しない」旨、記載されている。



暖房器具の気を付けるポイント

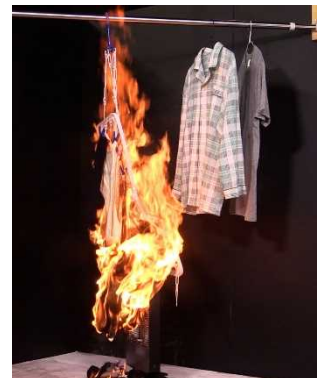
○暖房器具の周囲に可燃物などを置かない。特に、近くで衣類などを乾かさない。

ストーブの周囲に布団や衣類などを置いたり、カーテンの近くにストーブを置いたりすると、放射熱^{※13}による過熱や高温部への接触によって、火災になるおそれがあります。

ストーブの上で衣類を乾燥させると、乾燥して軽くなった衣類があおられて落下し、高温部に接触することがあります。また、ストーブに衣類やタオルなどを掛けないように注意してください。消したと誤認し、火災になった事故もあります。このような使用は絶対にしないでください。

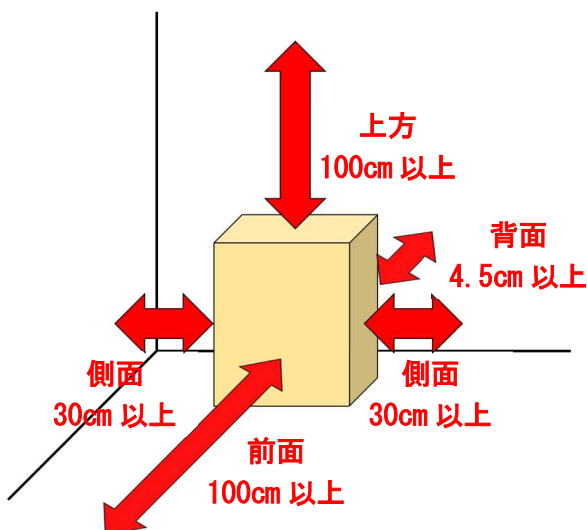
また、衣服がストーブに接しないように注意してください。衣服へ着火するおそれがあります。

（※13） 放射熱とは、温度に依存する電磁波が放出され離れたところに熱が伝わる現象。

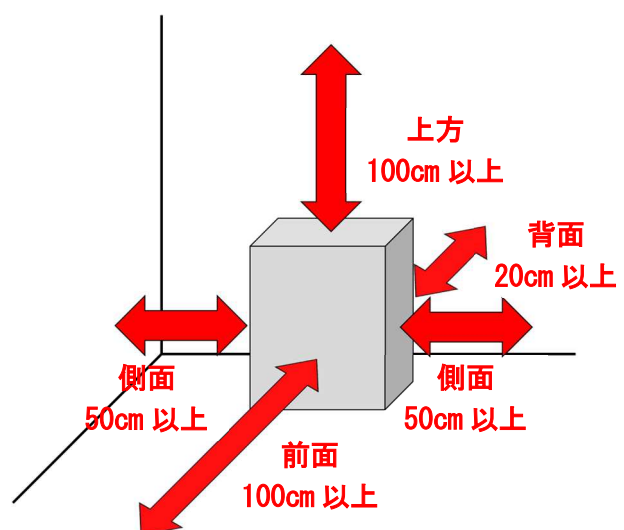


（参考）取扱説明書に設置時の可燃物との距離^{※14}について、記載がありますので確認し距離を取りましょう。

（※14） 製品によって距離が異なります。



設置時の可燃物との距離の一例
（電気ストーブの場合）



設置時の可燃物との距離の一例
（石油ストーブの場合）

○就寝する前に必ず消し、完全に消えたことを確認する。

ストーブをつけたまま就寝すると、寝具などの可燃物が高温部に触れ、着火するおそれがあり、危険です。さらに就寝中は発見が遅れやすく、大きな火災につながるおそれがあります。就寝時の使用は絶対にしないでください。

**○その場を離れる時や外出時などには消す。**

部屋を暖めようとするなどして使用中にその場を離れている間に、可燃物が接触して火災が発生した事故があります。また、ペットが可燃物を運んだり、ロボット掃除機^{※15}が電気ストーブを押し火災になった事例もあります。発見が遅れ、製品のみならず周辺を焼損するおそれがあるため、別の部屋に移動するときや外出時など、製品から離れる際は消してください。

(※15) 東京消防庁「電気ストーブ×ロボット掃除機の火災にご注意！」

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kouhouka/pdf/310208.pdf> より。

4. その他の起こり得る事故の例

その他に起こり得る暖房器具の事故として、過去の事故事例を参考に今季特に注意すべき事故を以下に示します。

4.1 スプレー缶の破裂

ファンヒーターやストーブの周辺にスプレー缶を置いていたため、破裂する事故。

【事故を防ぐポイント】

- ・暖房器具の近くに除菌スプレーなどのスプレー缶を置かないください。缶が熱せられると、内部のガスが膨張して内圧が上がり、缶が破裂するおそれがあります。



4.2 低温やけど

テレワークなどによりこたつや電気毛布などを長時間使用し、低温やけどを負う事故。

【事故を防ぐポイント】

- ・温かいと感じる程度の温度でも、長時間にわたって皮膚の同じところに触れていると、皮膚温度が上がり、皮下の細胞組織などが壊死するために「低温やけど」になります。44° Cでは3~4時間、46° Cでは30分~1時間、50° Cでは2~3分で「低温やけど」になると言われています。一般的な「やけど」は皮膚の表層のみで起こりますが、「低温やけど」は皮膚の深部にまで及び、皮下組織が壊死する場合があります、重傷事故に至るおそれがあります。

4.3 加湿中のやけど

加湿機能付きのファンヒーターやストーブの蒸気や、石油ストーブの上に置いたやかんなどでやけどを負う事故。

【事故を防ぐポイント】

- ・蒸気を出すタイプの暖房器具などの吹出し口に、誤って触れるとやけどを負うおそれがあります。また、ストーブ上にやかんなどを置かないください。ひっくり返してやけどを負ったり、空だきになり火災になるおそれがあります。特に子どもが近づく可能性がある場合は、ストーブなどに近づかないよう柵を設置し、立ち入れないようにするのも有効な対策です。

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 小田 泰由
担当者 柿原、佐藤、小寺

Mail : ps@nite.go.jp

Tel : 06-6612-2066

参考データ

2010年度から2019年度までの暖房器具の火災事故1361件について、図1に「製品別の事故発生状況」を示します。製品別では、石油ストーブが497件(36%)と、最も多く事故が発生しています。

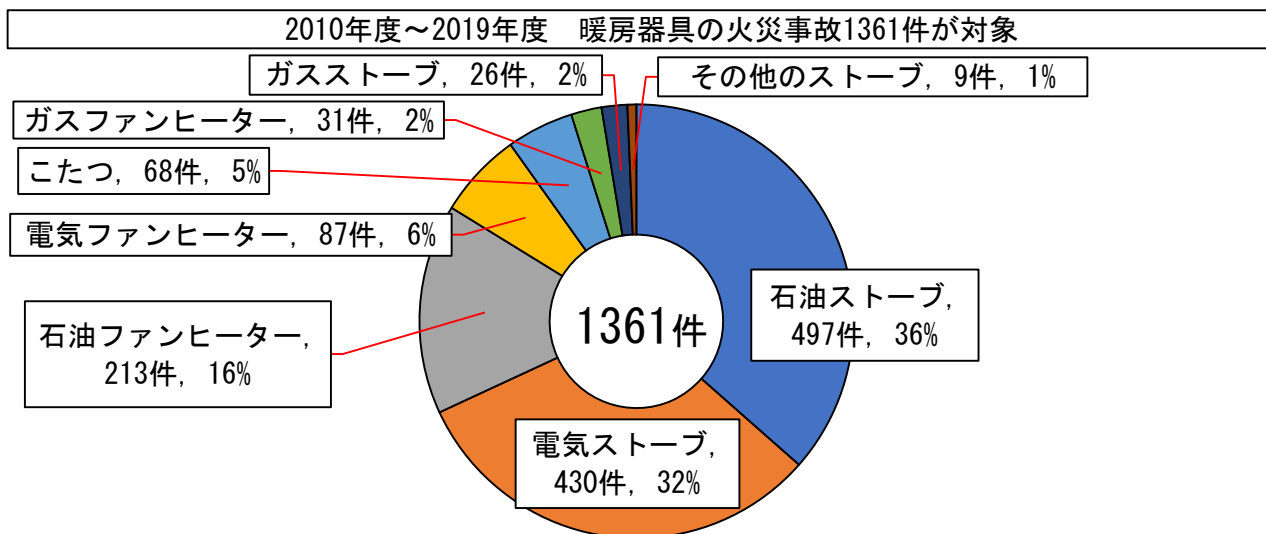


図1 製品別の事故発生状況

2010年度から2019年度までの可燃物の接触による事故187件のうち、被害者の年代が判明した125件について、図2に「年代別の被害状況」を示します。70歳以上で多くの事故が発生しています。

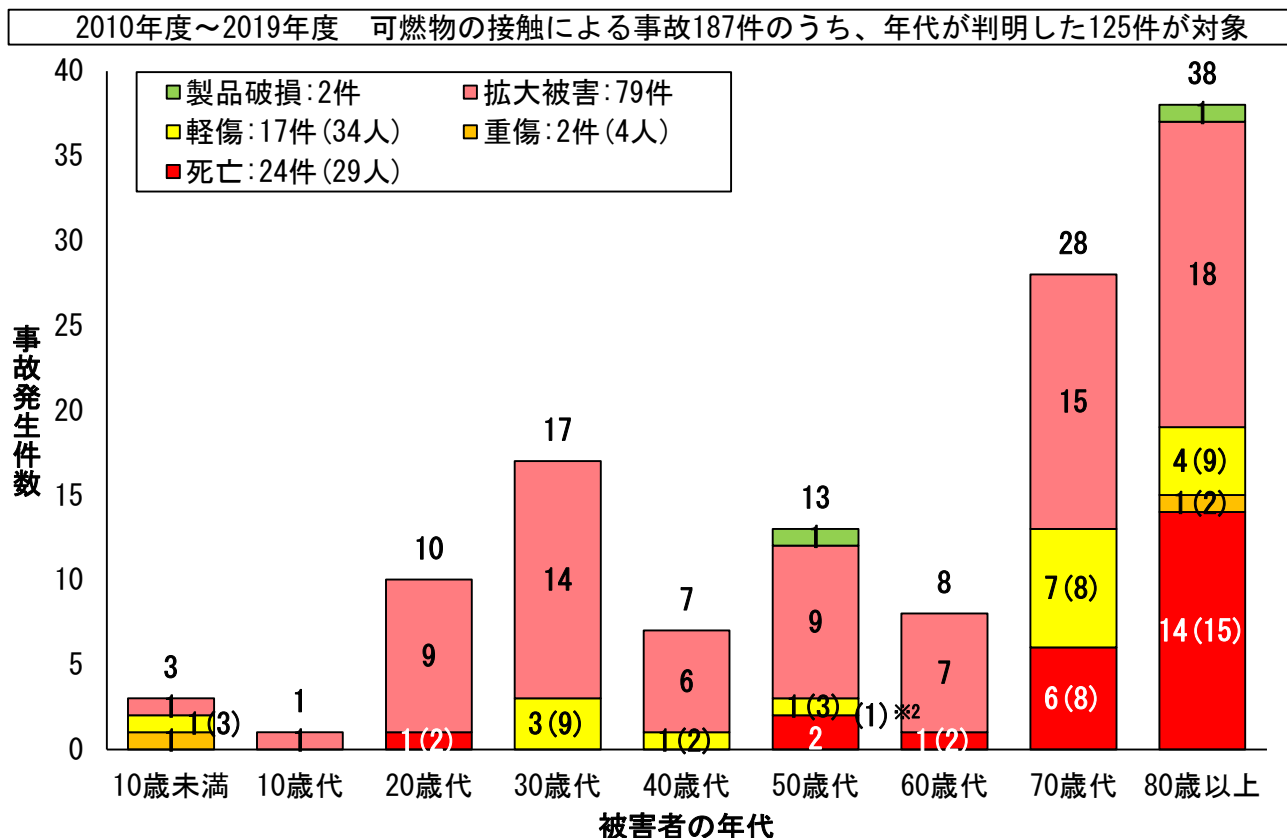


図2 年代別の被害状況^{※1}

(※1) () は被害者数。() のないものは事故件数と被害者人数が同数のもの。

(※2) 同一の事故で使用者(死亡)とは別に重傷を負った人の数。

2010年から2018年までのストーブによる建物火災（住宅、事務所、工場等）について、図3に「年ごとのストーブによる建物火災」を示します。

※消防白書を基に、NITEが作成。対象のストーブには、電気、石油・ガソリン、ガス、まきなどのストーブが含まれる。

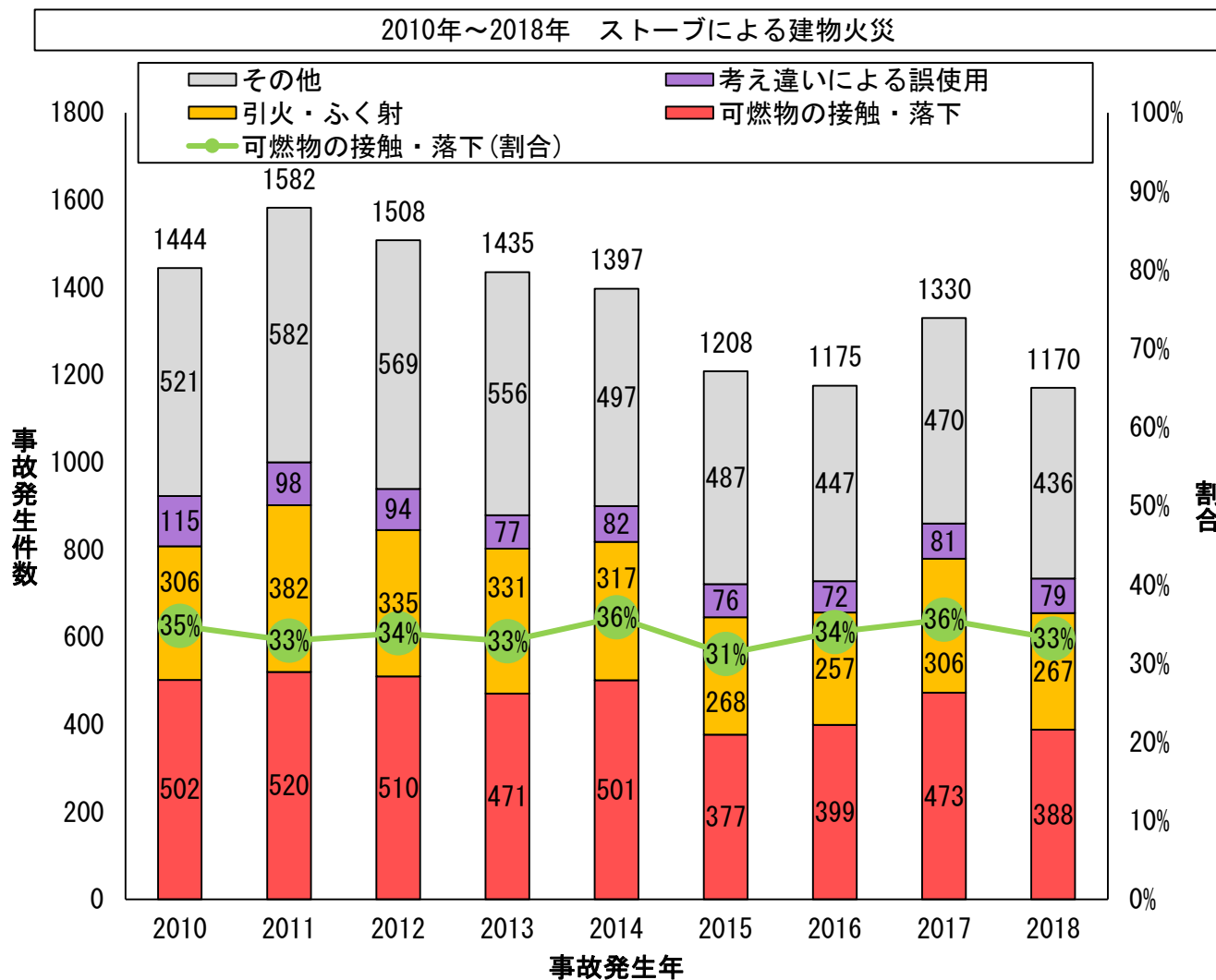


図3 年ごとのストーブによる建物火災

電気ストーブ及び電気ファンヒーターの事故

電気ストーブや電気ファンヒーターの使い方による事故では、火災事故 517 件のうち、電源コードが断線して発火した事故が 26 件発生しています。以下のポイントを踏まえて、事故を未然に防ぎましょう。

電気ストーブ及び電気ファンヒーターの気を付けるポイント

○電源コードを引っ張らない、折り曲げない。

電源プラグと電源コードの付け根（コードプロテクター）で電源コードが断線し、スパークが発生し火災に至っています。電源プラグをコンセントに差し込んだまま製品を移動させたり、電源プラグを持たずに電源コードを引き抜いたり、保管時に電源コードを本体にきつく巻き付けたりすると電源コードに大きな力が加わり、断線するおそれがあります。

石油ストーブ及び石油ファンヒーターの事故

石油ストーブや石油ファンヒーターの使い方による事故では、火災事故 711 件のうち、給油時に灯油をこぼし引火する事故が 88 件、ガソリンの誤給油の事故が 56 件発生しています。以下のポイントを踏まえて、事故を未然に防ぎましょう。

石油ストーブ及び石油ファンヒーターの気を付けるポイント

○給油する前に必ず消火する。

給油後は、給油口キャップをしっかりと締め、灯油が漏れていないことを確認してから本体にセットする。

給油口キャップの締め方が不十分だったなどで、灯油が漏れて引火した事例があります。給油する際は、必ず消火してからにしてください。

また、カートリッジタンクへの給油後は、給油口キャップを閉め、しっかりと締まっていることを必ず確認してから本体にセットしてください。

周囲に灯油が漏れていないことを、点火前に確認してください。

灯油がストーブにこぼれた際は、機器内部に浸入しているおそれがありますので、使用を中止し、販売事業者や製造事業者に相談してください。

給油口キャップの締め方が不十分だったなどで、灯油が漏れて引火した火災の例



(写真) 消火せずに給油して、灯油が漏れ引火 (イメージ)



(写真) 消火後に燃焼筒の温度が高くなっており、灯油がかかり引火 (イメージ)



(写真) 再点火した際に、こぼれた灯油に引火 (イメージ)

○灯油は灯油用ポリタンクなどの専用容器に入れ、ガソリンと別の場所で保管する、ラベル表示で区別するなど、誤給油を防ぐための対策を徹底する。

ガソリンを誤って給油した場合、たとえ少量の混入であっても火災が生じるおそれがあるため、注意が必要です。

灯油とガソリンを同じ容器で保管していたことで、ガソリンが混入した灯油を給油して火災に至った事故が発生しています。灯油は灯油用ポリタンクなどの専用容器^{※1}に入れ、ガソリンは消防法に適合した金属製のガソリン携行缶に入れて保管してください。

また、同じ場所で保管していたガソリンを誤って給油して火災に至った事故が発生しています。灯油とガソリンは、別の場所で保管する、ラベル表示で区別するなど、誤給油を防ぐための対策を徹底してください。



灯油用ポリタンク



ガソリン用携行缶

(※1) JBA (日本ポリエチレンブロー製品工業会) 推奨ラベル、KHK (危険物保安技術協会) の試験確認済証、JIS 規格認証 (JIS Z 1710) などの付いた容器



(写真) ガソリンを給油して爆発的に燃え上がる様子 (イメージ)

ガスストーブ及びガスファンヒーターの事故

ガスストーブやガスファンヒーターでは、火災事故 57 件のうち、ガスホースや接続具の取付が悪く漏れたガスに引火した事故が 14 件発生しています。以下のポイントを踏まえて、事故を未然に防ぎましょう。

ガスストーブ及びガスファンヒーターの気をつけるポイント

○ガス臭がしたりガス漏れの音が聞こえたりした場合は、**点火せずガス供給元（ガス栓やカセットボンベ）とガスストーブ・ガスファンヒーターが正しく接続されているか確認する。**

ガス栓やガスストーブ・ガスファンヒーターとガス接続具の隙間からガスが漏れて引火した火災も発生しています。ガスストーブ・ガスファンヒーターを使用するときは、適切なガス接続具で正しく接続されていることを確認してからガス栓を開いてください。

(参考) ガス栓とガスストーブ・ガスファンヒーターの接続について※2

- ガス接続具は、「ガス用ゴム管」ではなく、必ず「ガスコード」を使用してください。ガスストーブ・ガスファンヒーターの接続口は「スリムプラグ型」になっており、ガス用ゴム管は接続できません。誤ってガス用ゴム管を使用して、接続部からガスが漏れ事故に至っていますので、注意が必要です。



ホースエンド型
ガス栓



ガス専用プラグ



ガスコード



コンセント型ガス栓



不十分な接続



スリムプラグ型



禁止



ガス用ゴム管

- ガス栓の周囲に障害物があるときは、接続部やガスコードに無理な力がかからないよう、右図のようなソケット部が自在型のガスコードを使用してください。ガスコードに無理な力がかかると接続が不完全になったり、破損してガス漏れの原因になります。



自在型ソケット

- 接続する前にソケットとプラグにごみなどが付着していないかを確認してください。ごみなどをかみ込みますとガス漏れ、火災の原因となりますのでご使用前には必ずご確認ください。
- ガスコードは適切な長さのものを使用してください。長すぎると機器の高温部に接触したり、配線時に無理な力がかかったりして破損し、ガス漏れの原因になります。
- ガスコード・ガス用ゴム管は時間とともに劣化します。7年程度を目安に新しいものと取り替えてください。

(※2) 一般社団法人日本ガス石油機器工業会ホームページより抜粋

http://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/anzen/gasu_gassen/index.html

リコール製品の事故

リコール製品の事故を防ぐ

○製品がリコール対象製品か確認する。

暖房器具の火災事故 1361 件のうち、リコール製品による事故が 225 件ありました。

事業者、消費者庁、経済産業省及びNITEなどはホームページでリコール情報を掲載しています。お持ちの製品がリコール製品かどうかを確認することが可能です。

製品が発売されてから数年後にリコールを実施したという事例や、型式などに限定せず、長期間使用していることを注意喚起している製品などもあります。

また、使用しなくなり、保管されていた製品がリコール製品だった事例もあるため、併せて注意が必要です。

消費者庁のリコール情報サイトにおいて、最新のリコール情報や、キーワードによるリコール情報の検索を行うことができます。

また、「リコール情報メールサービス」に登録することでリコール情報が提供されます。



<https://www.recall.caa.go.jp/>



屋外式カートリッジガスストーブ購入時の注意点

2020年6月1日より、「PSLPG マーク」のない屋外式カートリッジガスストーブは販売禁止となりましたので、購入の際はPS マークがあるか確認しましょう。

屋外式カートリッジガスストーブを 販売される事業者の皆様へ



近年、アウトドアでの使用ニーズの増加等によりカセットボンベを使用する屋外用ストーブ（屋外式カートリッジガスストーブ）の普及が進んでいることから、経済産業省では、新たに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」に基づく技術基準の例を整備しました。

当該製品の**販売をされる皆様**におかれましては、以下の内容についてご確認ください。

規制の概要

- カセットボンベを使用する「屋外式カートリッジガスストーブ」について、2018年6月1日付で通達を改正し、技術基準の例を整備しました。（例：屋外使用時の安全を確保するための製品構造や注意表示など）
- 当該製品を販売する際は、**「PSLPGマーク」が本体に貼付されていることを確認**のうえ、販売していただく必要があります。

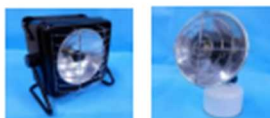


違反した製品を販売した場合には罰則等の対象となります。



- 今回の改正により、2020年6月1日以降、これまで流通していた「PSLPGマーク」のない屋外式カートリッジガスストーブの販売は禁止**となります。

製品イメージ



※「屋外式カートリッジガスストーブ」の規制について（周知用チラシ）より抜粋
(https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_190225okugaishiki.pdf)